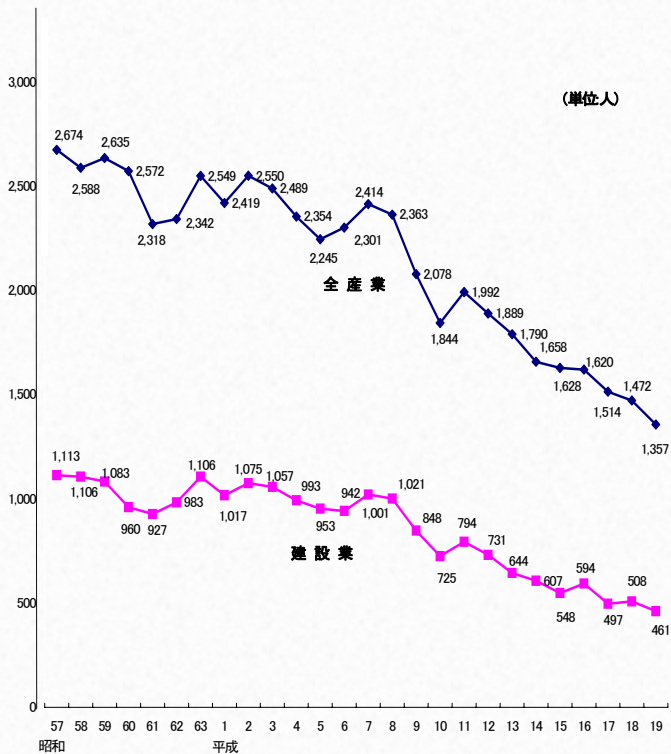


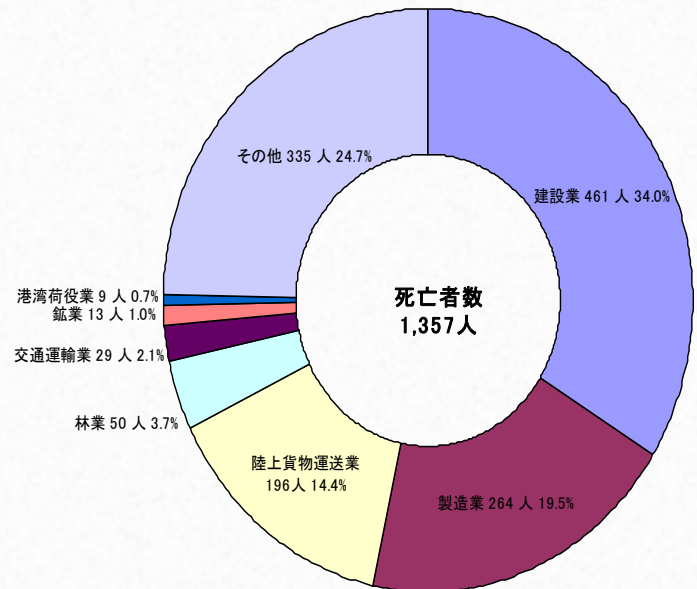
# 元方事業者による建設現場 安全管理指針のポイント

厚生労働省では、建設現場の安全管理水準の向上を促進し、建設業における労働災害の防止を図るため、建設現場等において元方事業者が実施することが望ましい安全管理の具体的手法を示した「元方事業者による建設現場安全管理指針」を示しています。

建設業における死亡者数の推移



業種別死亡災害発生状況(平成19年)



厚生労働省・都道府県労働局

労働基準監督署

# 建設現場における安全管理

建設現場においては、次のような安全管理を行う必要があります。

## 1 安全衛生管理計画の作成

元方事業者は、建設現場における安全衛生管理の基本方針、安全衛生の目標、労働災害防止対策の重点事項等を内容とする安全衛生管理計画を作成すること。

## 2 過度の重層請負の改善

元方事業者は、労働災害防止上問題を生じやすい過度の重層請負の改善を図るため、次の事項を遵守すること。

- ① 労働災害を防止するための事業者責任を遂行することの出来ない単純労働の労務提供のみを行う事業者等にその仕事の一部を請け負わせないこと。
- ② 仕事の全部を一括して請け負わせないこと。

## 3 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等

元方事業者は、請負契約において労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者を明確にするとともに、労働災害の防止に要する経費のうち請負人が負担する経費については、請負契約書に添付する請負代金内訳書等に当該経費を明示すること。

### 明示する労働災害防止対策の例

- ① 労働者の墜落防止のための防網の設置
- ② 物体の飛来・落下防止のための防網の設置
- ③ 安全帯の取付け設備の設置
- ④ 車両系建設機械の誘導員の配置
- ⑤ 作業場所の巡視
- ⑥ 安全大会等への参加
- ⑦ 講習会等への参加